

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 6 年 1 月 22 日

京都府知事 西脇 隆俊

## 1 入札に付する事項

### (1) 業務の名称

京都府危機管理センター（仮称）整備工事に関する不用物品処分

### (2) 業務の仕様等

仕様書のとおり

### (3) 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

ただし、1（4）で定める場所からの収集・運搬は 2 月 23 日から 2 月 29 日までに完了すること

### (4) 履行場所

京都府庁（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町）

## 2 契約条項を示す場所等

### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「確認申請書」という。）の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府危機管理部災害対策課

電話番号（075）414-4475

### (2) 入札説明書、仕様書及び確認申請書の交付期間等

#### ア 交付期間

令和 6 年 1 月 22 日（月）から令和 6 年 2 月 5 日（月）まで

#### イ 入手方法

原則として、アの期間にホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、アの期間（土日、祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間（正午から午後 1 時までを除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

### 3 入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者
  - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

### 4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 令和 4・5・6 年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
- (2) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
  - イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の 1 月 1 日をいう。以下同じ。）において、直前 2 年の営業年度に委託業務の営業実績のない者
  - ウ 申請書又は添付書類（以下「申請書等」という。）に故意に虚偽の事実を記載した
- (3) 2 で定める申請書の受付期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

### 5 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出場所
  - 2 の（1）に同じ

(2) 受付期間

2の(2)に同じ。ただし、土日祝日を除く各日9時から12時、13時から17時まで。

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書の受付後、令和6年2月9日(金)までに一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

(4) その他

確認申請書の作成等に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

## 6 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札に参加する者は、開札の日時に、以下の場所へ持参することとし、郵送又は電送による提出は認めない。

場所：京都府総務部入札課入札室（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町）

イ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

ウ 入札回数は、2回までとする。

(2) 開札の日時

日時：令和6年2月13日(火)10時

(3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(5) 入札者は、仕様書、契約書(案)及びその他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上入札しなければならない。

(6) 入札に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。また、入札金額は、一切の諸経費を含めた金額とする。

(7) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、開札の開始に至るまでは入札を辞退することができる。

(8) 書面による入札

ア 代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。更に、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは称号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して、押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)しておかななければならない。

イ 入札書は、封筒に入れ密封すること。

なお、開札後予定価格以内の入札がないときで再度の入札を行う場合にあってはこの限りではない。

(9) 開札

ア 開札は、6 (1) 及び (2) に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札執行事務に係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前記アの立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 4 に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 確認申請書の提出を履行しなかった者又は確認申請書に虚偽の記載をした者の入札

ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の入札

エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）第145条の規定により作成された予定価格以内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から5日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

7 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札保証金

免除する。

9 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

#### 10 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、京都府会計規則第 159 条第 2 項に該当する場合は、免除する。

#### 11 契約書の作成の要否

要する。

#### 12 その他

前各項に定めるもののほか、京都府会計規則の定めるところによる。